

別添2 報告スケジュール

決算期	四半期ごとのフォローアップ [°]								申告期限 【参考】	報告提出 期間
	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期			
	対象期間	フォローアップ 実施時期	対象期間	フォローアップ 実施時期	対象期間	フォローアップ 実施時期	対象期間	フォローアップ 実施時期		
4月	5～7月	8月	8～10月	11月	11～1月	2月	2～4月	5月	6月末	1月中
5月	6～8月	9月	9～11月	12月	12～2月	3月	3～5月	6月	7月末	
6月	7～9月	10月	10～12月	1月	1～3月	4月	4～6月	7月	8月末	
7月	8～10月	11月	11～1月	2月	2～4月	5月	5～7月	8月	9月末	
8月	9～11月	12月	12～2月	3月	3～5月	6月	6～8月	9月	10月末	
9月	10～12月	1月	1～3月	4月	4～6月	7月	7～9月	10月	11月末	
10月	11～1月	2月	2～4月	5月	5～7月	8月	8～10月	11月	12月末	7月中
11月	12～2月	3月	3～5月	6月	6～8月	9月	9～11月	12月	1月末	
12月	1月～3月	4月	4～6月	7月	7～9月	10月	10～12月	1月	2月末	
12月 (個人)	1月～3月	4月	4～6月	7月	7～9月	10月	10～12月	1月	3月15日 (個人)	
1月	2～4月	5月	5～7月	8月	8～10月	11月	11～1月	2月	3月末	
2月	3～5月	6月	6～8月	9月	9～11月	12月	12～2月	3月	4月末	
3月	4～6月	7月	7～9月	10月	10～12月	1月	1～3月	4月	5月末	

フォローアップの実施と報告提出

フォローアップ実施期間と実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・融資実行日の属する四半期の翌四半期から、計画策定日の属する事業年度から5事業年度がフォローアップ期間となる。 ・四半期毎のフォローアップ実施時期は、基本的には四半期終了の翌月中とするが、中小企業者と金融機関の間で定めて差し支えない（例えば、決算日の属する4四半期分は、決算確定（確定申告）後とする等）。
中小企業者からの報告	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者からの報告方法は、必ずしも書面である必要はない。
金融機関による記録	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関は、中小企業から報告を受けた内容は「フォローアップ報告書（例）」を活用するなどして記録に残す必要がある。
報告提出期間	<ul style="list-style-type: none"> ・決算期が4月～9月の法人は1月中、10月～3月の法人及び個人事業主は7月中に保証協会に報告する。計画策定年度分の報告は計画2年目分の報告とまとめて報告する。完済となった事業年度分の報告は不要（計画2年目に完済となった場合、計画策定年度分のみを報告する必要はない）